　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

　令和元年１１月１３日

京都府知事　西 脇 隆 俊

１　入札に対する事項

1. 業務の名称及び数量

令和元年度京都産和牛ブランド力強化に向けた調査業務

1. 業務の仕様書

　　　　入札説明書及び仕様書のとおり

1. 履行期間

　　　　契約日から令和2年3月10日まで

1. 履行場所

　 仕様書で指示する場所

２　契約条項を示す場所等

1. 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

　　　　 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

　　　　　　　　　　　京都府農林水産部畜産課（京都府庁2号館4階）

　　　　　　　　　　　電話番号 075-414-4983

1. 入札説明書及び仕様書の交付期間

ア 交付期間

　令和元年11月13日（水）から11月22日（金）までの間（土、日曜日及び祝祭日を除く）交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間に交付する。

　　 イ 入手方法

1. 原則として、アの期間中に、京都府畜産課ホームページからダウンロードする。
2. やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手する。

３　入札に参加できない者

　　　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

４　入札に参加する者に必要な条件

　　　入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

1. 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア　府税、消費税または地方消費税を滞納している者

イ　審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の初日が属する年の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ　申請書または添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

1. 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
2. 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で、役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
4. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
5. 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
6. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
7. 暴力団及び(ｱ)から(ｶ)までに定める者の依頼を受けて、入札に参加しようとする者

　　　オ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

1. 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

５　資格審査の申請手続き

　　　資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

　　　なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

1. 申請書の提出期間等

ア 提出期間

　　 令和元年11月13日（水）から11月22日（金）までの間

　　（土、日曜日及び祝祭日を除く）

イ 提出場所

　　 ２の（1）に同じ。

ウ 提出方法

1. 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

1. 郵送により提出する場合

　書留郵便により提出期間内に必着のこと。

　　　エ 添付資料

　　　　　 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

1. 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはそのものの本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
2. 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書
3. 消費税及び地方消費税納税証明書
4. 営業経歴書
5. 営業実績書
6. 法人にあっては財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
7. 印鑑証明書
8. 権限を営業所長等に委任する場合は委任状

　　　オ 資料等の提出

　　　　　 申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

　　　カ その他

　　 　　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

６　参加資格を有するものの名簿への登載

　　　資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和元年度京都産和牛ブランド力強化に関する調査業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

７　資格審査結果の通知

　　　資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

８　参加資格の有効期間

　　　参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から令和2年3月31日までとする。

９　変更届

　　　申請書を提出した者（６の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により、当該変更に係る事項を知事に届けなければならない。

* 1. 商号又は名称
  2. 営業所の名称又は所在地
  3. 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
  4. 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

1. 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（３及び4の(1)のア、オ若しくははカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

　ア 個人が死亡したときは、その相続人

　 イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

1. (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該継承に係る事由を証する書類、その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
2. (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11　参加資格の取り消し

1. 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の不履行にあたり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の２第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結または契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

1. (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

1. 入札及び改札の日時、場所等

ア 日時

　　令和元年11月27日（水）午後2時

イ 場所

　　 京都府庁１号館１階　第1・第2応接室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

1. 受領期限

令和元年11月26日（火）

1. 提出先

　 ２の(1)に同じ。

1. その他

　郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

1. 入札の方法

　持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

1. 入札書に記載する金額

　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

1. 落札者の決定方法

　京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1. 契約の手続において使用する言語及び通貨

　　　　日本語及び日本国通貨に限る。

1. 契約書作成の要否

　　　　要する。

13 入札保証金

　　　免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14　契約保証金

　　　落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

15 その他

1. 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
2. 詳細は、入札説明書による。